

令和 5 年 5 月 2 日

保護者の皆様

呉市立豊浜中学校長 小山 肇

5 類感染症への移行後の
学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなります。これを踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルも改訂されました。

主な改定の内容について、下記の通りお知らせします。

今後とも、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、ご協力をお願いいたします。

【主な対応について】改定後（5/8～）

健康観察等	・ 毎日の検温や提出は不要
マスクの取扱い	・ マスクの着用を求めないことが基本
給食等の食事をする場面	・ 黙食は不要
出席停止	・ 児童生徒等の感染が判明した場合は出席停止 ・ 出席停止期間は「発症後5日経過、かつ、症状軽快後1日」（学校保健安全法施行規則） ※発症後10日はマスク着用推奨
感染が不安で休ませたいと相談があった場合	・ 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる場合など事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断すれば「出席しなくてもよいと認めた日」とすることが可能

* なお、適切な換気の確保や手洗い等の手指衛生及び咳エチケットの指導は継続します。